

# 不用品回収業者とのトラブルに注意

2012年7月15日号

「不用になった家電製品、粗大ゴミを無料で回収する」とアナウンスしながら周回していた業者を呼び止め回収を依頼したら、車に積んだ後で高額な金額を請求されたというトラブルが発生しています。

一般家庭の廃棄物の処理を行うには「一般廃棄物処理業」の許可が必要ですが、許可を受けた業者が、軽トラックなどで個別の不用品を回収することはありません。

廃品回収サービスは、特定商取引法の適用を受け、クーリング・オフすることができますが、消費者が呼び止めたり、電話で訪問要請をした場合は適用されません。

有償でバイクなどの古物を引き取ってもらう場合は、古物営業の許可証の提示を求めましょう。洗濯機、冷蔵庫、テレビなどはリサイクル料と収集・運搬料が必要です。

粗大ゴミや不用品の処分は市のルールに従いましょう。安易に処分依頼することは、トラブルや不法投棄の元になりやすいので注意が必要です。